

## 「美ら島おきなわ・花と緑の名所100選」実施要綱

### (趣旨)

花や緑は、私たちに潤いや安らぎを与えてくれるとともに、花や緑あふれる環境は、景観の形成はもとより、豊かな生活環境の創出や自然環境の保全として欠くことのできないものである。

このことから、地域住民や来訪者が地域の花と緑に親しみ、花と緑を慈しむ心をかん養させ、一人ひとりが自ら取り組む県土の緑化を推進するとともに、地域の活性化や産業の振興に寄与するため、「美ら島おきなわ・花と緑の名所100選」を実施する。

### (目的)

第1条 この要綱は、県民が広く認める「花」と「緑」の名所を選定する「美ら島おきなわ・花と緑の名所100選」の実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における「花と緑の名所（以下「名所」という。）」とは、花壇、庭園、公園、園地、緑地、樹林、御嶽、河川や海岸などの水辺地等（以下「緑地等」という。）において、草花や花木及び樹木等が集団的に植栽され又は生育する、優れた景観等を有する土地をいう。

### (名所の要件)

第3条 名所は、次の各号に該当し、秀でて優れた緑地等であること。

- (1) 景観として美しいと感じられるもの
- (2) 沖縄らしさや季節感を醸す植生であるもの
- (3) 地域住民や県民から親しまれているもの
- (4) その他、特に名所として相応しいと認められるもの

### (選定基準)

第4条 選定基準は、次に掲げる各号とし、全ての項目に該当する緑地等とする。ただし、営利を目的とするを問わない。

- (1) 過去において、一定の期間存続していること
- (2) 将来において、一定の期間存続すること
- (3) 不特定多数の利用に供されていること
- (4) 果樹、花卉、野菜等の経営作目として栽培・植栽されたものでないこと

(名所の公募)

第5条 前2条に該当する名所の候補は、公募によるものとし、県民からの推薦とする。

2 前項の公募に関しては、別に定める実施要領による。

(名所の選考)

第6条 前条により推薦のあった名所の候補は、沖縄県名所・名木選考委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞き、知事が決定する。

2 前項の委員会の構成及び名所の選定方法等に関しては、別に定める実施要領による。

(名所の取り消し)

第7条 名所と選定された緑地等が、名所の要件及び選定基準を欠くに至った場合は、名所としての決定を取り消されるものとする。

(普及啓発)

第8条 県は、選定された名所について、台帳を備えてこれを管理し、情報の発信等、その普及啓発を行うものとする。

(附則)

この要綱は、平成23年8月11日から施行する。

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。